

教 生 学 第 4 9 5 号
令和元年（2019年）8月28日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

特殊詐欺の被害防止のための広報啓発について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり周知の依頼がありましたので通知します。

特殊詐欺の被害防止のためには、被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子ども・孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していくことが大切であり、警察では教育機関等と連携した孫世代の関心を強めるための取組を推進しています。

つきましては、別添の「絆メッセージ」啓発資料を活用するなどして、警察等の関係機関と連携しながら特殊詐欺の被害防止のための広報啓発に取り組むようお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）

両親や祖父母に伝えよう!

65歳以上の方や女性の被害が多い!

さぎ

きずな

オレオレ詐欺被害防止「絆メッセージ」

～家族から被害者を出さないために～

- ① 今年も、電話で家族などのふりをして「トラブル^(※)にあい、困った。助けて。お金が必要。」と言ってお金をだまし取るオレオレ詐欺がとてども増えています。

(※)トラブルの例

「会社のお金が入ったカバンをなくした。」

「株で失敗した。」

「女性を妊娠させた。」など

- ② 私は、電話で「お金が欲しい。」、「お金を振り込んで欲しい、人に渡して欲しい、送って欲しい。」なんて、絶対に言いません!

- ③ もし、このような電話が来たら、とにかく私や家族、警察に相談してください。



①から③について、両親や祖父母など大切な方々へ確実に伝えてください。



北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議
(事務局：北海道 北海道警察 北海道教育委員会)

本資料は自由にコピーしてご利用ください



事務連絡
令和元年8月20日

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

特殊詐欺の被害防止のための広報啓発について（周知）

本年6月25日に犯罪対策閣僚会議（第31回会合）において策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（別添1）について、このたび、警察庁より別紙の通り周知依頼がありました。

同プランは、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定され、これに基づいて、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進していくこととされたところです。特に、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指して、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開することとされています。

これを踏まえ、警察庁において、杉良太郎特別防犯対策監をはじめとする幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と連携し、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発用動画を制作しています。本動画を適宜御活用いただきつつ、同プランの策定、その目的及び特殊詐欺の被害防止について、所属職員その他の関係者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。なお、研修等を実施する場合には、御要望に応じて、警察から有用な資料等の提供が可能です。

さらに、貴機関が実施する各種イベント等の機会において、上記動画の放映、特殊詐欺被害防止広報啓発用ポスターの掲示、SOS47を紹介するチラシの配布等が可能な場合

には、可能な範囲で都道府県警察への情報共有をお願いします。

また、警察では、教育機関等と連携し、防犯教室、非行防止教室等の各種防犯指導の機会を通じて、孫世代に対する特殊詐欺の注意喚起を図っているほか、例えば、

- ・ 県内の全小学校において、小学生が特殊詐欺被害防止を呼び掛けるメッセージカードを作成し、祖父母等にプレゼント
- ・ 特殊詐欺被害防止CMコンテストを開催し、県内の各高校の高校生が作成した作品を募集

するなど孫世代の関心を強めるための取組を推進しています。こうした取組について、引き続き、都道府県警察との連携を図っていただきますようお願いします。

本件については、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課及び都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課におかれては、所管又は所轄の学校（専修学校及び各種学校を含む）に対して、専修学校を置く国立大学法人におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対しても周知の上、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【警察庁ウェブサイト内の特殊詐欺被害防止広報啓発用動画】

- ・ リンク先URL：

<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bohankyoshitsu/2nd/>

- ・ バナー画像：別添2（動画掲載ページへのリンクを貴機関のウェブサイトに掲載いただける場合に適宜ご活用ください。）

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電 話：03-6734-3276

FAX：03-6734-3719

事 務 連 絡
令 和 元 年 8 月 6 日

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁刑事局捜査第二課長

警察庁長官官房総務課長

特殊詐欺の被害防止のための広報啓発に関する協力依頼について

本年6月25日に犯罪対策閣僚会議（第31回会合）において策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（別添1）を踏まえ、貴省におかれましては、下記の事項についてお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

1 「オレオレ詐欺等対策プラン」及び広報啓発活動の周知について

同プランは、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定され、これに基づいて、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進していくこととされました。

特に、全府省庁が一体となり、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指して、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体をはじめとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力も得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開することとされています。

これを踏まえ、貴省におかれましては、同プランの策定、その目的及び特殊詐欺の被害防止の広報啓発活動の展開について、今一度、所属職員その他の関係者への周知をお願い致します。

2 広報啓発用動画の周知、活用等について

(1) 職員等への周知

警察庁では、杉良太郎特別防犯対策監をはじめとする幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と連携し、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発用動画を制作しております。同動画では、日頃から家族間で連絡を取り合う、すぐに相談するといった「家族の絆」が被害を防止する上で非常に重要であること、留守番電話機能の設定等が被害防止に有効であることなどを分かりやすく紹介しています。

貴省におかれましては、家族間での被害防止意識の向上のため、所属職員そ

他の関係者に対して同動画について周知していただきますようお願い致します。

なお、同動画は、警察庁又は各都道府県警察のウェブサイト及びYouTube（「SOS47」で検索）から御覧いただけます。

(2) ウェブサイトへの掲載

同プランにおいては、あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による各種詐欺被害への防止に関する注意喚起を推進することとされています。これを踏まえ、幅広い世代に対して、より一層の同動画の周知を図り、注意喚起を推進するため、貴省関係機関のウェブサイトから同動画を閲覧できるように、同動画掲載ページへのリンクのウェブサイトへの掲載を推進していただくようお願い致します。

○ リンク先ページ

警察庁ウェブサイト内のSOS47による特殊詐欺被害防止広報啓発用動画掲載ページ

○ リンク先URL

<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bohankyoshitsu/2nd/>

○ バナー画像

別添2のとおり

(3) 広報啓発用動画の活用

同プランにおいては、各職場での教育・研修等に加え、学校等における防犯指導等、主として子供や孫世代を対象とした、あらゆる教育・研修の機会を通じて特殊詐欺被害防止の広報啓発を推進することとされていることから、貴省及び貴省関係機関における教育・研修等の機会に特殊詐欺被害防止の広報を行っていただく際などに、同動画を教材として利用するなど有効活用していただくようお願いいたします。

また、教育・研修等の実施に際しては、御要望に応じて、警察から当該教育・研修等に有用な資料等を提供させていただきます。

3 孫世代に対する直接的な働き掛けの連携強化について

警察では教育機関等と連携し、防犯教室、非行防止教室等の各種防犯指導の機会を通じて、孫世代に対する特殊詐欺の注意喚起を図っているほか、例えば、

- ・ 県内の全小学校において、小学生が特殊詐欺被害防止を呼び掛けるメッセージカードを作成し、祖父母等にプレゼント
- ・ 特殊詐欺被害防止CMコンテストを開催し、県内の各高校の高校生が作成した作品を募集

するなど孫世代の関心を強めるための取組を推進しています。

貴省におかれましては、都道府県警察と教育機関等がより一層連携し、様々な角度から孫世代に対する直接的な働き掛けを推進していけるよう御協力をお願いいたします。

4 各種イベント等における警察と連携した広報啓発の展開について

貴省及び貴省関係機関が実施する、多くの参加者が見込まれる教育関連イベント、文化・スポーツイベント等の機会において、上記動画の放映、特殊詐欺被害防止広報啓発用ポスターの掲示、SOS47を紹介するチラシの配布等、警察と連携した特殊詐欺被害防止の広報啓発が図れるよう、各種イベント等の実施に関して可能な範囲で警察庁又は都道府県警察への情報共有をお願い致します。

【本件担当】

- 上記1, 2及び4

警察庁生活安全局生活安全企画課
久我、兼松

TEL：03-3581-0141（内線2202・2203）

E-mail：y.kuga.mc.rd@npa.go.jp

t.kanematsu.e7.i6@npa.go.jp

- 上記3

警察庁生活安全局生活安全企画課
丸山、大川

TEL：03-3581-0141（内線3045・3046）

オレオレ詐欺等対策プラン

令和元年 6 月 25 日

犯罪対策閣僚会議

目 次

序 「オレオレ詐欺等対策プラン」の策定に当たって	1
1 被害防止対策の推進	
(1) 広報啓発活動の更なる推進	2
(2) 留守番電話機能の活用等の促進	3
(3) 金融機関と連携した被害の未然防止	3
(4) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止	3
(5) 宅配事業者と連携した被害の未然防止	4
(6) 押収名簿を活用した注意喚起	4
2 犯行ツール対策の推進	
(1) 電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策	4
(2) 電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化	4
(3) 犯行に利用されるなどした携帯電話への対策	4
(4) 警告電話事業の推進	5
(5) 犯行に利用された預貯金口座の凍結等	5
3 効果的な取締り等の推進	
(1) 犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進	5
(2) 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の 検挙の推進	5
(3) 預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙等の 推進	5
(4) 特殊詐欺に加担した少年の再非行防止のための取組の推進	5

序 「オレオレ詐欺等対策プラン」の策定に当たって

親族を装うなどして電話をかけ、様々な名目で現金が至急必要であると信じ込ませ、動転した被害者に現金を振り込ませる「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺^{*}は、平成15年頃からその発生が目立つようになり、平成26年には被害総額が過去最高の約566億円となるなど、大きな被害をもたらしている。

犯行グループに対する取締りの強化、現金の振込みや受渡しに利用される金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等の民間事業者と連携した予防活動、犯行使用電話の利用制限等の犯行ツール対策等、これまでも官民一体となった各種対策が講じられてきたが、これに対抗した犯行手口の巧妙化・多様化も進んでおり、平成30年中も認知件数は約1万6,500件、被害総額は約364億円となるなど、依然として被害状況は高水準で推移している。また、最近では、高齢者から電話で資産状況を聞き出した上で犯行に及ぶ手口の強盗事件が相次ぎ、平成31年2月に東京都内で発生した事件では、被害者の方が亡くられるなど、社会の不安感は一層増大している。

特殊詐欺の被害者は、65歳以上の高齢者が約8割を占める。今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止を徹底することは、我が国において正に喫緊の課題であるといえる。

被害を防止するためには、犯人からの電話の内容の不自然さに気付くことができるようにし、少しでも不審に感じたときには家族に確認や相談をしやすいようにするため、平素から家族間でコミュニケーションをとっておくことが極めて重要である。そのためには、各府省庁が連携の上、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の幅広い協力による効果的な広報啓発により、被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けを強化していく必要がある。

また、犯行グループに対する取締りの更なる推進はもちろんのこと、特殊詐欺の犯行に当たって利用される匿名の通信手段その他の犯行ツールについても、関係省庁の連携により更なる対策を講じていくことが重要である。

以上を踏まえ、この度、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」を策定することとした。これに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進していくこととする。

^{*} 特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺（例えば、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目等の詐欺）を総称したものである。

1 被害防止対策の推進

(1) 広報啓発活動の更なる推進（全府省庁）

① 幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動の展開

特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指して、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体をはじめとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力も得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開する。

② あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による注意喚起

平成24年度から、内閣府大臣官房政府広報室が、警察庁、金融庁及び消費者庁と連携して実施している特殊詐欺被害防止の政府広報に加え、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省等各府省庁や各地方公共団体をはじめとするあらゆる公的機関はもとより、各種団体や民間事業者等に係るウェブサイトやSNSによる各種詐欺被害への防止に関する注意喚起を推進する。

③ 高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起

各地方公共団体はもとより、民生委員、老人クラブ等の福祉関係団体等や、介護サービス事業者、保険事業者、宅配事業者、宅食事業者、その他の小売事業者、バス・タクシー業者等の高齢者が日常生活で接点を有するあらゆる機関・団体・事業者等とも連携した注意喚起を推進する。

また、消費者安全確保地域協議会を活用し、関係機関が連携して注意喚起・広報啓発を推進するとともに、特殊詐欺に関連すると思われる情報の共有等により、消費生活センターと警察との連携強化を図る。

④ 子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発の推進

家族間での被害防止意識を高めるため、各職場での教育・研修等に加え、学校等における防犯指導等、主として子供や孫世代を対象とした、あらゆる教育・研修の機会を通じて特殊詐欺被害防止の広報啓発を推進する。

(2) 留守番電話機能の活用等の促進（警察庁、消費者庁）

① 留守番電話機能の活用等に関する広報啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することや、迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性について、広報啓発を推進する。

② 「優良迷惑電話防止機器推奨事業」による機器の普及促進

「優良迷惑電話防止機器推奨事業」を実施している公益財団法人全国防犯協会連合会と連携して、迷惑電話防止機能を有する機器の普及を促進する。

(3) 金融機関と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁）

① 金融機関窓口における声掛け等の推進

高額のお戻し等を申し込んだ高齢の顧客に対する金融機関における声掛けによって被害を未然に防止するため、声掛けをする際に顧客に示すチェックリストを金融機関に提供するとともに、金融機関等の職員と共同で行う訓練等により声掛けを促進する取組を推進する。

また、金融機関窓口における声掛けに加え、各金融機関が定める一定の基準（顧客の年齢、お戻し金額等）に基づき警察に全件通報する取組を推進する。

② A T Mの利用制限等の推進

金融機関と連携し、一定年数以上にわたってA T Mでの振込実績がない高齢者のA T M振込限度額をゼロ円又は極めて少額とする取組（A T M振込制限）及び高齢者のA T M引出限度額を少額とする取組（A T M引出制限）を推進する。また、金融機関における預貯金口座のモニタリングを強化する取組を推進する。

(4) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省）

① コンビニエンスストアにおける被害防止の推進

電子マネー型や収納代行利用型の手口への対策として、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、各コンビニエンスストア事業者と連携し、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への声掛け、店頭販売棚やレジ・端末機の画面への注意喚起の表示等の取組を推進する。

② 電子マネー発行事業者等における被害防止の推進

一般社団法人日本資金決済業協会、電子マネー発行事業者、収納代行事業者等と連携し、顧客への注意喚起をはじめとする被害防止に係る取組を推進する。

(5) 宅配事業者と連携した被害の未然防止（警察庁）

① 被害金送付先リストを活用した被害防止の推進

宅配事業者と連携し、過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用して、不審な宅配便の発見や警察への通報といった取組を推進する。

② 荷受け時における声掛け及び注意喚起

宅配事業者の荷受け時において、運送約款に基づく取扱いができない現金が宅配便に在中していないかどうかの声掛け等による注意喚起を推進する。

(6) 押収名簿を活用した注意喚起（警察庁）

特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、警察官による戸別訪問や警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡等を行い、注意喚起や具体的な予防対策等の周知を図る取組を推進する。

2 犯行ツール対策の推進

(1) 電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策（警察庁、総務省）

特殊詐欺の犯行では、電話転送の仕組みを悪用して、相手方に固定電話番号を表示させて架電したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりする手法が多用されている。これに対応するため、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる。

(2) 電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化（警察庁、総務省）

特殊詐欺に利用される電話転送サービスを提供する事業者については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第2条第2項に規定する特定事業者として、取引時確認等の義務履行が求められている。これまでも当該義務の適切な履行を確保するため、犯収法に基づく特定事業者に対する報告徴収等が行われているが、義務違反が認められる特定事業者に対し是正命令を行うなど、特殊詐欺の犯行に利用される電話転送サービス事業者への指導監督を強化する。

(3) 犯行に利用されるなどした携帯電話への対策（警察庁、総務省）

特殊詐欺の犯行に利用されるMVNO等の携帯電話について、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を推進するほか、事業者と連携し、特殊詐欺に利用された携帯電話のサービスを停止する取組を推進する。

(4) 警告電話事業の推進（警察庁）

犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電してメッセージを流すことで、電話を事実上使用できなくする警告電話事業を実施する。

(5) 犯行に利用された預貯金口座の凍結等（警察庁、金融庁）

特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施するほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進する。

3 効果的な取締り等の推進

(1) 犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進（警察庁）

特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良グループ等の犯罪者グループ等を弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、各部門において多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や特殊詐欺への関与状況等を解明する。

(2) 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進（警察庁）

あらゆる情報を活用し、犯行拠点の発見に努め、犯行拠点の摘発により架け子等を検挙するとともに、現場設定や被害発生前後の初動捜査の徹底により受け子、出し子等を検挙する。また、突き上げ捜査の徹底により中枢被疑者等の検挙を推進する。

(3) 預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙等の推進（警察庁）

預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙や悪質な犯行ツール提供事業者等に対する取締りを推進する。

(4) 特殊詐欺に加担した少年の再非行防止のための取組の推進（警察庁、法務省）

少年院等の関係機関と連携して非行防止教室を開催するなど、少年の再非行防止のための取組を推進する。

バナー画像

